

## 競争入札参加者心得（その２）

（予定価格を事前公表するもの）

東京都交通局

（平成２９年１０月）

# 競争入札参加者心得

14交総第104号  
平成14年 4月1日  
改正15交総第706号  
平成15年 7月1日  
改正20交資第1204号  
平成20年10月1日  
改正22交資第1414号  
平成22年11月8日  
改正26交資第2111号  
平成27年2月4日  
改正29交資第1446号  
平成29年10月20日

## (趣旨)

第1条 この心得は、予定価格を事前公表する工事請負契約において、東京都交通局(以下「当局」という。)が行う一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者が守らなければならない事項を定める。

## (定義)

第1条の2 この心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 東京都交通局長(以下「局長」という。)からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。
- (2) 契約担当者等 局長の権限に属する契約に関する事務の担当者及び契約担当者をいう。

## (資格確認及び指名の取消)

第2条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項に該当した者に対して行った一般競争入札参加資格の確認及び指名競争入札の参加者の指名は、当局において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第3条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者が次の各号のいずれかに該当する者と認められたとき(共同企業体又は事業協同組合(以下「共同企業体等」という。))である場合は、その構成員が該当する場合を含む。)、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときは、当該資格確認及び指名は、これを取り消す。

- (1) 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成6年9月30

日付 6 交経第636号)に定める措置要件に該当する者

- (2) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月8日付22交資第1377号。以下「措置要綱」という。)第3条に基づく排除措置を受けた者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (8) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者について、経営、資産、信用その他の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認及び指名を取り消すことがある。

**(入札保証金)**

第5条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、その見積もる契約金額(単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を納付をしないことができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に当局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格の確認の通知(以下「確認通知」という。)又は指名競争入札の参加者の指名の通知(以下「指名通知」という。)において、入札保証金の全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

**(入札保証金の納付に代わる担保)**

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供によりこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担 保 の 種 類	担 保 の 価 値
-----------	-----------

国債	政府二納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
東京都債	
銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
銀行の保証	その保証する金額

- 2 入札参加者は、国債、東京都債又は金融債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された東京都債又は金融債であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、登録機関に登録をして、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提供に代えることができる。
- 3 入札参加者は、金融債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的となしたことにつき、社債原簿に記載しなければならない。
- 4 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証明する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、銀行の保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証明する書面を提出しなければならない。

**（入札保証保険証券の提出）**

第7条 入札参加者は、当局を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

**（入札保証金等の納付方法）**

第8条 入札保証金は、当局の発行する入札保証金納付書により、確認通知又は指名通知において指定した場所に納付しなければならない。

- 2 入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該

納入者に交付する。

- 3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

#### **(入札の基本的事項)**

第9条 入札参加者は、当局から指示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札しなければならない。

- 2 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、確認通知又は指名通知において単価によることを指示した場合には、その指示するところによる。

#### **(入札の辞退)**

第9条の2 指名を受けた者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行う。

(1) 入札前においては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」といい、郵便と合わせて以下「郵便等」という。)で送付する。

(2) 入札中においては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入する。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### **(公正な入札の確保)**

第9条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に最低制限価格、調査基準価格及び他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

## (入札)

- 第10条 入札参加者は、当局が指定する入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。以下同じ。）の上、封をして、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した日時及び場所において、東京都交通局職員（以下「局職員」という。）の指示により入札箱に投入しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札の際に、別記様式に当局の配付した「積算内訳書」又はこれに準ずるものを添付した資料（以下「積算内訳書」という。）に必要な事項を記載し、記名押印の上、持参しなければならない。
- 3 前2項の場合において、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を同封しなければならない。入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供した場合も同様とする。
- 4 前項の入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人に入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、確認通知又は指名通知において郵便等による入札が認められたとき及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約であるときは、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（以下「書留郵便等」という。）により入札することができる。この場合においては、別に指示された日時及び場所に到達していなければならない。
- 6 前項の場合において、第2項に定める積算内訳書については、入札書とあわせて送付しなければならない。

## (入札書の書換え等の禁止)

- 第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## (開札)

- 第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。
- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない局職員を立ち合わせる。

## (入札の無効)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する資格がない者のしたもの
  - (2) 措置要綱第3条に基づく排除措置を受けた者（共同企業体等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。）のもの
  - (3) 定められた日時までに定められた入札保証金を納付しない者のしたもの

- (4) 郵便等による入札を認められた場合において、その送付された入札書が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- (5) 予定価格を超える金額での入札
- (6) 積算内訳書を持参しない者のした入札
- (7) 入札書及び積算内訳書の記載事項が不明なもの又は入札書及び積算内訳書に記名若しくは押印のないもの
- (8) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出したものの入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (9) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係るもの
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (11) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (12) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (13) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

#### **(落札予定者)**

第14条 当局の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札予定者とする。

- 2 落札予定者は、当局の指示により、持参した積算内訳書を提出し、積算内訳の内容の確認を受けなければならない。

#### **(落札者)**

第15条 落札予定者とされた者は、その者が提出した積算内訳書の記載内容を確認した後、落札者とする。この場合において、落札予定者が提出した積算内訳書の記載内容の確認が得られない場合、又は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格入札をした者を落札予定者とし、同様に積算内訳書の記載内容を確認する。

- 2 積算内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

#### **(低入札価格調査制度)**

第16条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格が、あらかじめ設けた調査基準価格を下回り、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査されることとなったときは、その者から、調査資料の提出を受け、ヒアリング及び積算内訳等の調査を行い、東京都交通局指名業者選考委員会で審議の上、落札者とするか否かを決定する。ただし、調査資料が低入札価格調査制度に係る調査マニュアル(平成21年4月1日付21交資第93号)に定める失格基準に該当する場合、調査資料に不備又は不足がある場合等は、この限りでない。

### **(最低制限価格の設定)**

第17条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札予定者とする。

### **(入札の回数)**

第18条 入札の回数は1回とし、1回で落札しない場合は不調とする。

### **(くじによる落札者の決定)**

第19条 落札予定者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、積算内訳書を確認した後、当該入札者を落札予定者とし、当該落札予定者によるくじ引きにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない局職員がくじを引くものとする。

### **(入札結果の通知)**

第20条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

2 特例政令の規定が適用される契約であるときは、競争入札により契約を締結した場合において、落札者とならなかった入札者から請求があったときは、前項の規定により開札に立ち会った入札者に知らせる事項のほか落札者の住所(法人の場合はその所在地)及び当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由を速やかに通知する。

### **(落札決定の取消し)**

第21条 落札者と決定された者が第24条の規定による契約の確定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当(共同企業体等にあつてはその構成員が該当する場合を含む。)する場合は、当局において特別の理由がある場合を除くほか、当該落札決定を取り消す。

- (1) 第2条第1項に定める者に該当したとき。
- (2) 第3条各号に定める者であることが判明したとき。
- (3) 第4条に定める事態が発生したとき。
- (4) その他著しく信用を失墜する行為があったとき。

### **(契約書等の作成)**

第22条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあつては、請書)を、記名押印して、提出しなければならない。



- 2 前項の期間は、当局において必要があるときは、あらかじめ、確認通知又は指名通知において指示するところにより伸縮することがある。
- 3 前2項の期間内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 4 当局は、契約書の提出があったときは、局長又は契約担当者が当該契約書に記名押印し、その1部を落札者に返付する。

#### **(契約書の作成の省略)**

第23条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ確認通知又は指名通知において指示する。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書の提出を求める。

#### **(契約の確定)**

第24条 契約書を作成する契約においては、当該契約は、局長又は契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

#### **(入札保証金等の返還)**

第25条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。)は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該各号の定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りではない。

(1) 第28条の規定により、契約保証金の全部の納付を必要としないものとされた場合においては、契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、第28条の規定により、契約保証金の全部の納付を必要としないものとされた場合においては、請書の提出後

- 3 落札者以外の者が入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金領収書を局長に提出するものとする。ただし、有価証券以外の担保の提供により入札保証金の納付に代えた場合は、この限りではない。

#### **(入札保証金に対する利息)**

第26条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

#### **(入札保証金の当局への帰属)**

第27条 入札保証金の納付を受けた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、当局に帰属する。

#### **(契約保証金)**

第28条 落札者は、契約金額（単価による契約においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書（契約書の作成を省略する場合には、請書）の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納付しないことができる。

- (1) 落札者が保険会社との間に当局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を受けたとき。
- (2) 物品の売払契約で、売払代金が即納されるとき。
- (3) 確認通知又は指名通知において、その全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。ただし、低入札価格調査制度の適用案件で、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、この限りでない。

**（契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用）**

第29条 第6条及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。

**（履行保証保険証券の提出）**

第30条 落札者は、当局を被保険者とする履行保証保険契約又は、当局を被保証者とする保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該保証契約に係る保証証券を提出しなければならない。

**（契約保証金の納付方法）**

第31条 契約保証金は、当局の発行する契約保証金納付書により、契約書（契約書の作成を省略する場合には、請書）の提出前に、当該納付書に記載された場所に納付しなければならない。契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合も同様とする。

- 2 前項により、契約保証金の納付があったときは、契約保証金領収書を当該納入者に交付する。

**（利札の還付）**

第32条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

**（前金払の対象）**

第33条 公共工事の前金払は、入札条件として、当該工事が前金払対象予定工事である旨を明示したものについて行う。

**（前金払の率等）**

第34条 前金払の率等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約金額が36億円未満の場合は、契約金額の10分の4以内（10万円未満の端数は切り捨てる。）において入札条件に示す率とし、

3億6千万円を限度とする。

(2) 契約金額が36億円以上の場合は、契約金額の10分の1以内において入札条件に示す率とする。

#### **(翌年度以降にわたる工事の特例)**

第35条 前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

#### **(前払金の請求)**

第36条 前払金を請求しようとするときは、公共工事の前払金の保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を当局に提出しなければならない。

#### **(前払金に関する特約条項)**

第37条 前4条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

#### **(中間前金払の対象)**

第38条 公共工事の中間前金払は、入札条件として、当該工事が中間前金払対象予定工事である旨を明示したものについて行う。ただし、部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることはできない。

#### **(中間前金払の率等)**

第39条 中間前金払の率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約金額が36億円未満の場合は、契約金額の10分の2以内(10万円未満の端数は、切り捨てる。(2)において同じ。)において入札条件に示す率とし、1億8千万円を限度とする。
- (2) 契約金額が36億円以上の場合には、契約金額の100分の5以内において入札条件に示す率とする。

#### **(中間前金払に係る認定)**

第40条 中間前払金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払う。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

#### **(翌年度以降にわたる工事の特例)**

第41条 中間前払金は、翌年度以降にわたる工事についても、原則として、前条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等

については、中間前払金の全部又は一部を支払わず、残額を翌年度開始後に支払うことがある。

**( 中間前払金についての前払金の規定の準用 )**

第42条 第36条の規定は、中間前払金について準用する。

**( 中間前払金に関する特約条項 )**

第43条 第38条から第42条までの規定に定めるもののほか、中間前払金については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

**( 補則 )**

第44条 この心得の各条項の解釈及びこの心得に定めのない事項については、当局の指示するところによる。

附 則

この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成15年7月1日から施行し、同日以降に発注情報（発注予定情報及び入札公告）を公表する案件から適用する。

附 則

この心得は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年11月15日から施行し、同日以降に公告等公表する案件から適用する。

附 則

この心得は、平成27年2月10日から施行し、同日以降に公告等公表又は随意契約の相手方として指名する案件から適用する。

附 則

この心得は、平成29年10月30日から施行し、同日以降に公告等公表又は随意契約の相手方として指名する案件から適用する。